明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二四）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**四〇四）　三
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
建築士懲戒処分関係　六
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第二十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	五千八百六十九万円	五千八百六十万七百九十四円
〃	第二回	四千百四十一万円	四千百三十六万三千六百二十四円
〃	第三回	千百六十三万円	千百六十一万六千四十四円
〃	第四回	三千八百五十一万円	三千八百四十七万六千百十二円
〃	第五回	八千九百五万円	八千八百九十六万四千五百十二円
〃	第六回	六千百一万円	六千九十四万六千五百五十円
〃	第七回	一億三千百九十三万円	一億三千百七十万八千三百五十八円
〃	第八回	二億二千六百二十七万円	二億二千五百八十七万千七百六十八円
〃	第九回	九千五百二十九万円	九千五百八万四千百七十六円
〃	第十回	一億二千八百六十四万円	一億二千八百三十一万六百八十六円
〃	第十一回	一億八千四百二十二万円	一億八千三百八十三万六千八百二十四円
〃	第十二回	一億三千二十一万円	一億二千九百九十五万九千九百九十八円
〃	第十三回	九千四十六万円	九千三十一万五千二百六十四円
〃	第十四回	一億五千二十三万円	一億四千九百九十七万七千六百十六円
〃	第十五回	一億八千百七十一万円	一億八千百四十四万八千三百三十八円
〃	第十六回	三億三千三百十八万円	三億三千二百七十二万九千九百六十四円
〃	第十七回	三億四千七百九十四万円	三億四千七百四十六万六千八百十円
〃	第十八回	二億六千六百二十万円	二億六千五百八十一万六千五百九十五円